

介護付軽費老人ホームケアハウス巣子
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 事業の目的と運営方針

要支援・要介護状態にある方に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することにより要支援・要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 介護付軽費老人ホームケアハウス巣子の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	介護付軽費老人ホームケアハウス巣子
所在地	岩手県滝沢市巣子732番地2
介護保険指定番号	混合型特定施設入居者生活介護 (岩手県 0372101816 号)
管理者の氏名	古川 栄美子
電話番号	019-694-1311
FAX番号	019-694-1313

(2) 同事業所の職員体制

管理者（兼務）	1人
生活相談員	1人以上
看護師	1人以上
介護職員（非常勤職員含む）	9人以上
介護支援専門員（兼務）	1人以上
機能訓練指導員	1人以上
栄養士（兼務）	1人以上
事務員	1人以上

(3) 同事業所の職員の職務内容

○管理者

- ・施設の総括及び管理運営に関すること
- ・職員の人事、職務、指揮監督に関すること

○看護師

- ・入居者の健康管理に関すること
- ・嘱託医、医療機関との連絡調整に関すること
- ・医療機器の整理保存に関すること
- ・職員の健康管理に関すること

○介護職員

- ・業務全般に関すること
- ・介護用品、消耗品の購入、管理に関すること

○生活相談員

- ・業務全般に関すること
- ・相談・苦情処理の対応及び相談苦情に関すること

○介護支援専門員

- ・入居者の生活介護サービス計画の作成に関すること
- ・要介護認定及び要介護更新の申請手続きに関すること

○機能訓練指導員

- ・機能訓練計画の作成に関すること
- ・リハビリ機器の管理に関すること
- ・身体拘束適正化に関すること

○事務員

- ・庶務及び会計業務全般など

(4) 同施設の職員の勤務の体制

・管 理 者 ・生 活 相 談 員 ・介 護 支 援 専 門 員 ・機 能 訓 練 指 導 員 ・栄 養 士 ・事 務 員	日勤 8 : 30～17 : 15 半日勤務 8 : 30～12 : 30
・看 護 師	早番 7 : 30～16 : 15 日勤 8 : 30～17 : 15 遅番 9 : 30～18 : 15 半日勤務 8 : 30～12 : 30
・介 護 職 員 (正職員、臨時職員 パート職員)	早番 6 : 30～15 : 15、7 : 00～15 : 45 日勤

	8：45～17：30 遅番 9：30～18：15、10：15～19：00 夜勤 16：30～翌9：00 半日勤務 8：30～12：30、13：00～17：00 パート ※契約時間
--	--

（５）施設の設備の概要

定員 30名

○居室 30室

入居者の居室は、原則個室（定員1名）とし、ベッド・保安灯・エアコン等を備品として備えています。

○食堂 1室

入居者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入居者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 4室

浴室には入居者が使用しやすい適切な環境を整えます。

○トイレ（多目的トイレ）5室

公的空間に設置し、非常用設備を備えます。

○機能訓練室 1室

入居者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

3. サービス内容

①特定施設入居者生活介護計画の作成

個々の身体状況、精神状況を踏まえ、生活の質の向上、自立支援に向け個々のサービス計画を作成し、それを基にサービスを提供いたします。

②居室 完全個室の居室になります。

③食事 栄養士の管理の下、適時、適温、季節感の味わたる食事を提供します。食堂にておとりいただきます。食事時間は、概ね朝食7時50分～、昼食11時50分～、夕食17時50分～頃となります。

④入浴 一般浴室・特別浴室・個別浴室を準備しております。状態に応じ清拭となる場合があります。週2回以上の入浴が可能です。

⑤排泄 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥生活援助 特定施設入居者生活介護計画にそって下記の生活援助を行います。

（着替え、排泄、食事等の介助、口腔ケア、爪きり、ひげそり、トイレ誘導
オムツ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等）

⑦生活相談 生活相談員に、日常生活に関すること等相談できます。

- ⑧健康管理 定期的に体温・血圧・脈・体重の測定を行います。
- ⑨レクリエーション 随時入居者の方々とレクリエーションを行います。行事は全体として、夏まつり、敬老会等があり、クラブ活動、買い物等など別途参加費がかかることもあります。
- ⑩機能訓練 入居者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持の為個別の計画書に添って訓練を行います。
- ⑪事故・緊急時の対応
事故や緊急時は、身元引受人への報告、医療機関へ受診等の速やかな対応を行います。また、必要時は行政へ報告を行います。
- ⑫ショッピング 週1回以上嗜好品の販売を行っております。料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。
- ⑬その他自立への支援
自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

4. サービス利用にあたっての留意事項

- ①入居者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ②入居者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行うものとし、地域住民参加型の避難・救出、その他必要な避難訓練の参加を得られるよう連携に努めます。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会い、非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の隊行に当たる。
- (5) 防火管理者は施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
- ② 入居者を含めた総合避難訓練・・・・・・年1回以上
- ③ 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・随時

6. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、施設サービスを継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）に従

い必要な措置を講じます。

- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- (3) 軽費老人ホームケアハウス菓子併設事業所と協働し、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

7. 虐待防止のための措置

- (1) 虐待の発生またはその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待の防止の為の指針を整備します。
 - ③ 職員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施します。
 - ④ 前③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者は管理者とします。
- (2) 虐待防止のための措置はケアハウス菓子の定める「高齢者虐待防止におけるガイドライン」に基づきます。
- (3) サービス提供中に職員又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市に報告するものとします。

8. 身体拘束の適正化の推進

- (1) サービス提供にあたっては、入居者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとします。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合は、入居者又は家族に対し身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

9. 感染症の予防及びまん延防止の為の措置

- (1) 入居者の使用する施設備品、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めると共に、衛生上必要な措置を講じるものとします。
- (2) 施設内において感染症が発症し、又はまん延しないように必要な措置を講ずると共に、必要に応じて保健所等の助言、指導を求めます。
- (3) 感染症の発症及びまん延防止の為のマニュアルを整備し職員に対して研修を行います。
- (4) 感染症発生時において、入居者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。

10. ハラスメント対策の強化に関する事項

- (1) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務

上必要かつ相当な範囲を超えものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

- (2) ハラスメント防止対策を検討する研修を定期的（年1回以上）に開催します。

1 1. 個人情報

- (1) 職員は、法人の作成する「当施設における個人情報の取り扱いについて」を遵守し、業務上知り得たご入居者及び家族の秘密を保持します。退職後も同様とします。
- (2) サービス担当者会議等において、入居者及び、家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ入居者、当該家族等に文章で説明し、同意を得るものとします。

1. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額（令和7年4月1日より）

（1）基本料金

- ・要介護認定の区分により金額は変わります。

（介護保険給付の 1割負担額 の場合）

介 護 度	日 額	月 額
要支援 1	183	5,490
要支援 2	313	9,390
要介護 1	542	16,260
要介護 2	609	18,270
要介護 3	679	20,370
要介護 4	744	22,320
要介護 5	813	24,390

（介護保険給付 2割負担額 の場合）

介 護 度	日 額	月 額
要支援 1	366	10,980
要支援 2	626	18,780
要介護 1	1,084	32,520
要介護 2	1,218	36,540
要介護 3	1,358	40,740
要介護 4	1,488	44,640
要介護 5	1,626	48,780

（介護保険給付 3割負担額 の場合）

介 護 度	日 額	月 額
要支援 1	549	16,470
要支援 2	939	28,170
要介護 1	1,626	48,780
要介護 2	1,827	54,810
要介護 3	2,037	61,110
要介護 4	2,232	66,960
要介護 5	2,439	73,170

- ・加算利用料（※要支援の方は夜間看護体制加算は算定されません。）

（介護保険給付の1割負担額の場合）

	日額	月額
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	360
個別機能訓練加算（Ⅱ）	－	20
科学的介護推進体制加算	－	40
夜間看護体制加算（Ⅱ）	9	270
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	660
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	－	10
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	－	5
退院・退所時連携加算	30	900
退居時情報提供加算	－	250
協力医療機関連携加算		100
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は1ヶ月の利用料の12.8%		

（介護保険給付の2割負担額の場合）

	日額	月額
個別機能訓練加算（Ⅰ）	24	720
個別機能訓練加算（Ⅱ）	－	40
科学的介護推進体制加算	－	80
夜間看護体制加算（Ⅱ）	18	540
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44	1,320
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	－	20
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	－	10
退院・退所時連携加算	60	1,800
退居時情報提供加算	－	500
協力医療機関連携加算		200
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は1ヶ月の利用料の12.8%		

（介護保険給付の3割負担額の場合）

	日額	月額
個別機能訓練加算（Ⅰ）	36	1,080
個別機能訓練加算（Ⅱ）	－	60
科学的介護推進体制加算	－	120
夜間看護体制加算（Ⅱ）	27	810
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66	1,980
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	－	30
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	－	15
退院・退所時連携加算	90	2,700

退居時情報提供加算	-	750
協力医療機関連携加算		300
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は1ヶ月の利用料の12.8%		

（2）介護保険給付外サービス

○その他利用料

- ・預り金出納管理費（金銭の管理、諸費用の支払い代行） 1日つき 100円
- ・レクリエーション・クラブ活動費 1月 300円（税込）
- ・行事食費等 1月 300円（税込）
- ・ドライクリーニング（施設で洗濯不可のもの） 実 費
- ・個別に依頼されたサービス 実 費

・外出同行支援

菓子周辺の金融機関等への外出同行支援。（外出同行支援については原則午前中で日程は事前に提出いただき、外出予定日の2日前までに日時を調整する。）

1回30分まで 1,500円

30分を超えて30分ごと 1,500円

※金融機関での手続き代行等のサービス提供は実施しない。

介護付軽費老人ホームケアハウス巣子（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護）の利用にあたり、入居者および身元引受人に対し、契約書および本書面に基いて重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者

<所 在 地> 岩手県滝沢市巣子732番地2
<事 業 者 名> 介護付軽費老人ホームケアハウス巣子
(特定施設入居者生活介護及び
介護予防特定施設入居者生活介護)

<管 理 者> 古川 栄美子

説 明 者 井上 純貴

私は、契約書および本書面により、事業者から介護付軽費老人ホームケアハウス巣子（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護）についての重要事項の説明を受けました。

入 居 者

住所 _____

氏名 _____

身元引受人

住所 _____

続柄 ()

氏名 _____

